令和7年11月20日

長浜市議会産業建設常任委員会

資 料

案件名	所管局・課	ページ
	下水道事業局	
長浜市下水道耐震化計画の策定について(経過報告)	下水道総務課	2
	下水道施設課	

都市建設部

所管委員会	産業建設常任委員会	
所管局・課	下水道事業局	
	下水道施設課・下水道総務課	

長浜市下水道耐震化計画の策定について(経過報告)

下水道施設は、公衆衛生の維持や社会活動の継続に不可欠なインフラ施設でありますが、 令和6年1月に発生した能登半島沖地震では下水道施設に甚大な被害が生じ、施設の耐震 化は全国的な課題となっています。

長浜市においても、下水道施設の耐震化を推し進めるため、長浜市下水道耐震化計画の 策定を進めています。

1. 目的

下水道施設の耐震化のための防災対策と、被災時における被害の最小化のための減災 対策を併せて進めることにより、下水道の地震に対する安全度の向上と、機能維持を目 的に計画を策定するものです。

2. 計画概要

- 1) 管路施設(汚水、雨水)、マンホールポンプを計画の対象とします。
- 2) この中でも優先的に耐震化を行うべき路線や、地震の被害想定について、「長浜市 地域防災計画」との整合を行います。

本計画で選定した路線については、「重要な幹線等」として位置付けます。

- 3)「重要な幹線等」については、重要施設に接続する管路、緊急輸送路下の埋設管路、 河川や軌道等を横断する管路とします。
- 4)計画対象の施設について、既存資料で簡易耐震診断と耐震性の評価を行い、 基本的な防災対策を立案します。
- 5)被災後の速やかな機能復旧と避難所の下水機能維持を趣旨として、減災対策を 立案します。
- 6) 立案した対策について、必要な対策費用の算出や年次計画を作成します。

3. スケジュール

(令和7年度) 11月 産業建設常任委員会(経過報告)

3月 産業建設常任委員会(パブコメ実施前)

(令和8年度) 4月 パブリックコメントの実施

下水道事業審議会

6 月 産業建設常任委員会(報告) 長浜市下水道耐震化計画策定

長浜市下水道耐震化計画について

1 業務概要

長浜市(以下「本市」という)の公共下水道資産全てについて、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化(防災対策)および被災した場合の下水道機能のバックアップ対策(減災対策)を併せて進めるための下水道耐震化計画の策定をもって、下水道の地震に対する安全度の向上と、地震時の機能維持を目的とする。

本業務対象施設

管路施設 (汚水、雨水共)	約 4,754ha
マンホールポンプ場	144 基

台帳事業別集計表※

事業種別	マンホール数	延長 (m)
公共下水道【対象】	34,636	991,799
農業集落排水	4,975	118,510
計	39,611	1,110,309

※:汚水管きょのみの集計結果である。

下水道計画資料の収集および整理 防災等における計画資料の収集及び整理 · 管路施設点檢 · 維持管理履歷 · 既往耐震診断情報 等の関連資料の収集および整理 下水道施設の地震対策に関する基本方針の設定 下水道地震対策基本方針の立案 ・検討対象地震動の設定 対象施設の条件整理および設定 ・ 重要な幹線等の設定 下水道施設の耐震化情報整理 下水道施設の地震時被害予測の検討 ・被害状況の予測手法の検討 下水道施設の被害予測 下水道施設被害予測図の作成 下水道地震対策計画の策定 耐震対策工法の検討 現時点 ・減災対策の検討 ・対策優先順位の検討 概算事業費の算定 ・段階的整備計画の立案 ・中長期対策計画の立案 事業実施効果の検討

下水道耐震化計画書の作成

2 主旨

長浜市地域防災計画との整合

本業務では長浜市防災会議が定める<u>「長浜市地域防災計画(令和7年3月)」に基づき、対象施設の条件整理及び選定を行う</u>。また、地震時の被災履歴や南海トラフ地震及び直下型地震の<u>被害想定結果を参照し、被害予測や防災・減災対策の方針、優先順位の選定に用いる</u>ものとする。

優先的に耐震化に取り組む路線(重要な幹線等)の設定 延長 132km (全体の 13%)

本市の重要な幹線等は基本的に以下定義に従い整理する。

重要な幹線等の定義と本計画における適用条件(赤枠:条件適合)

下水	下水道システムの急所施設(管路)、重要施設に接続する管路			
1	下水道システムの急所施設(管路)			
	:下水処理場~下水道処理場直前の最終合流地点までの下水道管路			
	なお、流域下水道の下水道管路及びポンプ場は最終合流地点以前も含めて急所施設とする。			
2	重要施設に接続する管路			
	:避難所等の重要施設~下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路			
緊急	輸送路等下の埋設管路等			
3	軌道や緊急輸送路、道路法に基づく重要物流道路等下の埋設管路			
4	既存施設を活用したネットワーク化等のシステム的に対応した管路			
(5)	相当広範囲の排水区を受け持つ吐き口に直結する幹線管路			
3. その他の重要な幹線等				
6	河川・軌道等を横断する管路で地震被害によって、二次被害を誘発するおそれのあるもの			
	及び復旧が極めて困難と予想される幹線管路等			
7	その他、下水を流下収集させる機能面からみてシステムとして重要な管路			
	① ② ③ ④ ⑤ その ⑥			

重要な幹線等 位置図

